

## 船橋市条例第29号

船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）の例による。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 法第97条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第28条第1項（省令第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第38条第2項（省令第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（ユニット型介護老人保健施設における入浴等）

第6条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第44条第3項の規定の適用については、同項中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。